これるべきことは当然であり、 またその政治活動も 法令	
7二一条の保障する表現の自由が外国人についても	
白八色上之的東京地裁昭和四二年一一月二二日次是、	
長	
現の自由等基本的人权に対する無法な抑圧政策の一	
によってなまれて来た外国人政策 男外国人の言論、思想表	
本件处分は、特殊的外的ケースではなく、これまで日本政	
によりなされた達塞、達法な处分である。	
の政治為·思想表現の自由の行使を弹圧 せんとの意	
告 および 奈告の所属する 外国人八平連(東京動員 委員	
し、政府にとって好ましからずる発車を規制せんとし、	管字
政策を批判し、反戦を訴えんとする原告の行為を封	
米国政府のベトナムにあける戦争政策=非人道的な人殺	
本件处分は、被告がその答弁書において自白しているよう	
第一、本件处分の背景とその意義。	
準備書面(	
民事 为二部 御中	
東京地方裁判所	
同权山草男	
右原告訴 放代理人 弘中 惇一郎	
昭和四六年三月一六日	
被告法務大臣	
療告ロナルド・A・マクリーン	
昭和四五年(行中)第一八三号	Sterows.

加入七字 日 3 7 部 却 15 0 運 Ъ ベ Λ,, () 崎 131 決 外 動 7 在 き 2. 定 国 家 繁 国 政 批 て 人 K 留 左 判 K 12 L は 樹 学 ŧ \$5 対 な 7 ٧ 生 朝 最 1, か 11 K 教 は 7 K か 鮮 政 Ŧ'n 大 7 授 对 M 弾 7 ٧ 弘 数 搞 か~ 级 は K Æ 4 す VE 殍 ž 道 連 ろ 行 V た る 9 Æ 朝 台 政 的 東 强 ۲ 著 ۲ 柳 Ž ţ 会 D\^^ 京 Zu 文 畫百 はい L ろ 串 Jλ J UBP 彼 地 韓 ぐ 国 3 7 事 議 試 国 吉 ٤ あ 出 件 Fup 民 Æ 4 入 抗 HP. 团 国 权 陳 懿 は、 件 国 7 和 0) 本 智 壬 的 Z 腦 奴 ĸ 回 題 政 理 す 劉 权 K 事 ۲ 理 t= ž 10 ۷ ¥3 14 年 行 ţ B 11 ŧ ばい 権 12 15 16 **b** 政 ろ 1-侵 Ξ 林 70 威 豆 被 ۲ 省 Ł 果 n 湾 件 A 場 Z 船 74 明 进 独 20 ば z ニ يخ あ と 回 い 契 在 立 K

年 Ξ A 四 A 竹 朝 鲜 総 連 明 同 E 付 贛 国 民 团 声 明

明 圧 達 入 かい 国 2/1 揭 在 ځ ţ ٤ は 日 載 n 纤 米 7 理 入 7 国 n て 耒 人 他 玉 7 矜 行 に 1 5 保 政 た 限 3 PH 12 証 K か 17 外 人 反 て 3 国 よ 4 P 戦 た 人 U て 7 ሂ 7 站 ベ 围 ð 移 勤  $\neg$ ~ 連 光 0) せ 冬 政 な K 治 東京 Æ K バ 山 泷 ラじ ۲ カ 戦 ス ح 動 べ 動 11 یخ 現 べ ラ 理 か rh K バ Š グ 由 N 反 包 ス ラ Z., 対 长 由 17 会 氏 42 ク は 国 は 1) 保 1 観 行 る ţ ス 国 証 鹿 彭 1 使 に 思 氏 表

斯路四

訂正卷:

红

解

庭

勮

Ł

受

た

141

٣

て

		かり から 入 入 え え
		有するものである。  「おるものである。  「おってまりのかならず、なくた日外のかたを背景とし、その脈絡のうえにおいてをされたものである。 要するに本件からは、在日外国人全体に対する設置

第 格 記 ベ d) ス J 張 9 ル る 敎 1= り、 被 は (-)魚 か 師 7 生 ማ vy K か~ お 告 従 17 法 三 Ł は 1 国 入 退 務 ス に Ø) 7 囚 7 大 7 教 職 7 転 站 右 匥 勤 礼 ル Z 師 11 入 職 ħ 局 の ば き 可 K 務 国 0) ツ ح 留 拉 K " 当 被 査 肼 資 勤 フ 証 語 該 被 ス 15 る 11 格 7 勤 は 数 タ}\_ Y 的 0 0) 上 務 請 師 は IV 国 存 本 4 あ L O かし が、 X 囚 K 17 四 荚 に TS 自 12 7 特 グ 語 対 体 0) Ti 的 建 4 入 か~ W 教 یخ 六 が 7 ٤" 国 7 入 鮖 原 天  $\mathcal{F}_{3}$ は m 許 国 告 わ 15 n 可 ţ ベ 0 定 本 9 た 認、 7 被 在 な 件 要 か 9 T. B 留 ツ 17 华 江 治 つ T ぐ 勷 ス 勤 11 四田 俑 ば Z 芨 あ 格 9 リッツ は 認 冷見 主 施 W tc

と主張する外のようである

定 定 本 旅 条 W が゛ 特 9 は 定 14 は B 查 る 在 ħ る か 17 上 留 証 9 留 左 陸 出 4 本 資 資 留 件 て 入 格 資 可 格 国 あ 上 7 従 及 格 明 管 は 7 9 隓 Zi が 証 出 理 表 て. ž 存 X 入 印 O) 示 可 Æ 国 在 査 护 留 特 な 如 証 期 n 理 な 条 15 印 本 間 は y は 15 は I 14 乳 と 支 护 for フ 2h な 在 定 上 四 11 1 条 employmen 陸 な て ts め は は 許 3 17 才 四 省 可 格 な K 項 令 9 V > 7 は 双 て 沖 少 ک 一大 外 ٤ Ξ 件 右 六 記 格 ٧ (=) 何 載 15] ţ かご て か かい 決 ž 同 n 条 てい Ł 九 特 15

ð

B

得

な

UN

7

ル

"

ス

ク

D

英

語

教

師

在

カト

た

7

最 可 る 被 Z Z 出 Ø な n か 登 告  $\lambda$ 謎 U, る がい 基 9 3 15 国 証 録 ル 18 明 べ 本 ì 右 あ 本 棋△ ۲, 印 許 証 あ 事業 件 理 Z 建日 的 は 本 15 x る。 た ţ 入 話 件 K 一一 面 な 許 1 て 国 帰 要  $\neg$ す 教 は 在 分 1) Ž 定 肁 国 許 国る 留 件 師 右 1 2h な B 15 用 出 旅 可 K LI な お 類 入 可 証 表 在 あ 格 9 国 ١١ 1) 明 申 1 z ま 要 管 ٤ 勤 書 請 外 貨 き 件 他 理 ħ 務 て 国 n p 格 出 15 留 で 原 人 て Ź 国 右 纟 施 保 資 な 3 明 15 貿 な 行 か 銀 格 証 は 7 て ( ) 規 載 格 ٤ 7 圭百 は 泫 1 在 湞 入 K 則 特 要 T" は 饀 は ~" る 国 格 ぁ 定 が 記 尹 ٧,, 資 ル 暂 ۲ 外 ろ 載 提 吅 は ß 格 国 ٧ ٧ ") 理 ŧ 纟 出 び 明 7 人 が は 用 義 7 才 7 × 7 臼 Z 北 Λ" か な ŧ ミ 0 務 ク で K フ IV 存 B 7 5 ゔ゚ あ pr 留 証 Æ 11 ル 15 14 隓 用 ゐ ろ は か 1= 7 が` 度 許 义 は

証 国 勤 意己 主 1) Ø) 管 在 月日 面。 载 9 あ 理 荆 9 ス 澬 提 K 記 項 ع 出 书 格 各 ¥ K 七 かい IV 保 提 9 ţ 虚 証 才 荚 出 保 ニ 偽 芝 項 かご 証 語 さ べ 可 野 12 在 北 な る 留 す w tc 師 圭百 る ъ Ž ٤ ح 偭 9 格 の 7. 左 要 کے 7 証 t. 留 あ 勤 B ŧ 朋 淖 カ 0) 務 提 べ す 格 K 7. 出 法 あ 1 かべ 虚 3 従 北 た て・ H 偽 t-11 は てい な ζ 特 四 も 石 定 15 外 書 0) 六 ) 常 萘 (三)

が

国

許

P

0

要

件

あ

k

は

决

て

Ž

な

6

7"

る。

7

料

記

証

主

٧

急勺

かい

後

10

す

ぎ

か

to

2.

か

解 1 J J な Ð な 3 る 件 は フ は 7 に 在 語 後 お 解 在 教 K 11 約 留 Z 師 同 は 貨 Z 格 と 北 泵 あ 格 在 た 留 生 かい 勤 ٤ 消 貉 VI L 7 左 入 格 滅 も 留 国 内 許 湞 0 k 格 格 ۲ 他 礼 ぐ 0 は 二百 Ł D ŧ 最 う る 7 大 葉 7 かべ は 限 ٢ 主 入 存 に ば に 国 工 狭 続 肁 許 V L 用 可 7 な 解 え 12 0) 11 M 罗 釈 軧 2. る L 件

以 1] ~~ 11 1-7 'n Ø 7 荚 転 に 詔 職 勤 は 数 務 何 師 可信 右 ۷ 一分保 規 7 証 制 勤 格 は一首 務 K 对 す 変 象 告 ろ 勤 ع は は F *\$*√ 全 な 在 5 留 な 格 冷見 () ʻ芝 格 13 証 Zu が 明 あ 10 Ti 職

格 腿 転 15 2 分 Y 期 職 定 Z K Z 間 に Ł 7 にこ K Z 87 K. 更 つ 受 る 7 11 自 り 、 莊 新 7 在 ろ 冬 由 極 留 K 留 15 引 在 期 か~ B 號 更 動 芝 請 留 7 庙 新 玄 許 き 短 期 ţ 本 ţ 可 な \* 期 向 I 新 国 な る か 許 さ K は 膨 許 す 国 0) n 5 特 可 佐 外 権 各 た K K は ₹" F 外 利 著 在 な 人 る 国 る 留 Ł に サ 人 が L 適 て は、 対 بح 子 n 格 当 な Λ" 不 出 保 え ٤ n 出 7 ٤ 遁 認 5 障 載 入 Ð Ð を 回 当 4 期 量 ۲ Ž 耺 る 考 7 4 な てい 待 業 理 相 H 理 Ž 7 事 0) 範 選 权 " 15 R る 惰 囲 る を ٤ な 施 K F ۲ 芝 かい 理 7 逸 田田 新 規 ħ 由 由 15 許 7 目 7 刨 留 が、 ЛЧ 可 约 1) 在 貿 る。 处几 K 留 7

がけるうかんきょう

る

ば

4

15

在

峋

新

等

あ

K

かい

7

7

15

在

留

資

格

内

9

軧

職

ŧ

制

あ

分 Ź 甘 課 3 ح は べ き な 11

才 本 記載 転 職 ٧ J は り、 郎 正 和 当 M Ŧ 年 理 由 二 *W*, A あ 四 B 付 急 tc. 準 ょ、 面

転 職 15 7 7 Z 留 9 本 と日 K 刨 K 沿

ち ろ K 至 7 K ۲ بانه À そ n 本 転 職 かい 尞 岩 左 留

格 腿 7 不 都 8 な 矣 は 全 < 1)

四 左 お 被 告 は 法 ŧ ٤ 8) 出 国 理念 を

11 る 泫 菜 中 V は、 教 授 高 用 沿 者 生 挍 絎

研 Y 修 は、 蝡 在 沾 勤 熟 練 特 殊 働 対 か Zu

労

者

等

K

し、

(文)

零

か゛

あ

る

躗

.

業

者

•

I 1 Z 图 M 治 動 に 違 に フ 反 き 種 池 類 動 to 逶 埸 PH t Z 外 指 国人 定 に 对 る È は ŧ 止

L

7

中

Ŷ n て 従 8 な 1) 場 K 久 딍) な い 退 去 強 制 O 対 象

と する と 0) 政 正 内 容 迻 定 87 て ` ` る。 2/2 は、 4 国 人 0) 在 留 資格

垃 極め Ź 狭 11 ŧ 9 K 限 局 L 外 K 9 볘 ٤ 7 9 自 由 Ł 否 定 4

¥ ろ も 0) て゛ あ 外 例到 国 た着 0) 全 生 浴 き 政 府 が 管 理

カ 業 Ł 主 当 J ろ K 縛 は 政 有人 3 O) 都 ぐ あ 0) る 63 ょ 転 12 職 \* 理 国 由

ろ

ሂ

٤

る

かへこ

本 件 如 分 は 被 告 Ø 石 9 意 到 K 4 る も O) で 外 国 L な 人 볘

7 4 ۷ 15 う 基 约 15 誤 た 癸 想 に 基 Ð ぐ

た 石 政 正 理 由 政 被 岩 は 同 格 內 べ

動 PH ŧ K 変 7 ŧ 規 制 Tu き ح 揭 ば

7 る が gh ば、 現 纡 出人国 管 理 K で は 纨 分 が

物入をう

べ 本 違 波

B 3 ٤ Z 被 が 目 j 認 2 17 る Ē Ž 示 ŧ Ø) てい あ る

第三 出国準備期由 としての許可 」との主張 に ついて

(-) 被告は 理由は であるときは 更新は 「前回の許可处分 てきないし 前回の許可处分が出国準備期面と 病気との他やむを得ない場合を除い としたうえで か 出国準備事はとして 本件不許可处分の直接 してなされたもの 7 なされたも 12 期向の 0)

あることのように主張する

(=)然 許可处分不許可 れるものであり、事前に 郊力を認めることはできない。 (父下 TÀ から 単に受りうう第二一条の 出国準備期间 处分 12 次回以降の处分下拘束 申請のあったときに 何奴なり ての許可し 越首 びる火分に N5 第一ド 7 12 9 じめて判断さ 在僧期向更新 太入国管理 よう 右

欠分は全の歌めるところではない

認める 第二に (法文上 請を受理したうえ、 第三に ての在宿期间」礪了に伴う「再更新申請に対しても、 不許可 12 茂布省入国管理局長の 解される 退去強制手統 実質的な理由、 合理的必要性が全く存しない。 处分を受けて出国の意思を有 実務上も(本件の場合も含めて) <del>イも</del>イも 退去強制主統 出国華傭期間 を開始 通常の期間更新と同じく 必要性を 又、 の開始、進行を留保することは 例えば 進行 入国審查事務所長矣 判断 なる 昭 して火分を下している。 77 和二八千 けれな 形での許可 「出国淮偏期回 何奴なり、 ている者 よいつであり 10月二六日 期间で更新 通 に 火分を その申 更新 连 对 可能 して 4

第六条によれ 图乱 g 不許可かさえ る不死残留者には 「出国準備期面」と を招くばかりで いう指置も あいまいなく致う司法放弃方を な ٦ その許可なる処分をなすことは 自発的に出国することが確実と認められ 一ヶ月内の期间で定めて 何ら実益のはいものである とりうるのである 受けにくい 出国の勧告を 经 行許可於 変らに

(三又、本件不許可欠分の直接の理由が 告は 抗告審でも 本件を本案とする 7 なされたことである 「本件や分の相当性 「出国準備期向 執行停止申立事件 に於て 4 との報告の主張は否認する してよる して 転職の向題のか 概念の意味も 前史分か 出国準備期内 で主張 それ 審では かい 预 不

許可处分 9 「直接的理由 TF 3 主張も Zh 7 TJ 97 B 3.

二、一出国準備期间としての在留許可 の性質について

参学門 (H) 在省許可」なる处分をすることは 「徒前の活動のための在留を設める 現行弦上許されないも 出国準備期间 のである

何故なら

学ニに 第一に 分 分 の内容が ζ しての かかる火分は 現行法令上「公国準備期间 面と不許可 不明確 なものである 妙分と 報告自から主張するように、許可父 しての面を併せ持つ TZ 二〇日 概念 間で は全く存し あれ 極めて处 許可さ 77

事由 さいなる 又、 れたのかと思て、従来通りの活動を営めば 不安定にする行政処分を このような K かような意味で有するとは 外国人にとうて (全等二四条 いと解ざれる。 内容の不明確な 四号 出国準備期頃なる言葉が インに該当することになりそうである。 灰食の根状もなく 到底理解し難いであるう! 外の外国人の地位 で著しく 人れは 退去強制 付加 下すことは さか 1572

第三に その期间内に 前の西動を続けることで認めな C えられ かりず 目的は 仮に「出国準備期間」なる概念を認めるに 出国準備行為へ不動産の处分等 連される客で 1493 それ以上に 合理的な 火の期间中 理中 で見了さ しても 12 发

\_ 在留期间更新 許されない。 新申請 に 対し、 在留資格変更の処分ですることは

被告は「出国準備期間としての一种在省資格」 念下立て 佐前の在馆資格とは 別個のものであるように主張 47 3 独 自 9概

とする处分は許されないと解する 在留期间更新許可申請に対して 何以なり食第二〇条 在附資格の要更下内容

大公

二一条 する在省資格を変更することなく期间更新でする外分で の文言から明らかは如く 在留期间更新」は 現に解

従そ あり、 在留期间更新申請に対しては 資格変更は全く別個の手紙に依ることになるいる。 どれを許可するか

許可にするか いずれかの必分ではすこと かできな

(<del>\_</del>)

するか、 二〇条、 面を定なる省令」 いても 令四条一項 二一条の適用があることは 在省資格変更、 一六号 一顶 三号に於て定められる在宿資格に 期间 「特定の在間演格及びその在間期 の更新 弦文上明白である 等人寅 しては令等

然も 難い 期值 更新許可处分 昭和四五年五月 12 日日 在留資格の変更を伴うもの 付 て^ 被原告に 対して ないれた「在省 とは解

军一 9 7 T 如 1 又 ものである。 < 原告の employment 右許可少分に除って 査証(甲第1号証の の資格にも何等変更を 在留資格修正 の記載からも明ら 12 なされてから 加えられて

そして 第二に れたことがない。 在留花動飞 原告は 昭和 続けているが、 四五年五月 このはにつき 日 以降も 引張き英語教師 一度も向題とさ

## 四、違法性の承継

期间 F 分 しても が 仮に以上の主張が認められず 報告の主張するようなものであり 事実の基礎を欠き へ被告のいうところの として 昭和四五年五月一日 一一〇日间 の在留期间更新を許可する」という欠 実質的不計可火分)自体 かつ、君童の配用を著り に被告の **出国準備期** かつ TJ した その处分以有効と れる処分の内容 7 , 便服 出国季備 *†*x` **そも**名

達弦なものである 「転職的題」と 処分をした理由は de so 分の違孤性について、妖寒之張してきたことですべて、後用 遅祝なることについての理由として 違法なものであり 不許可处分も にあり、 か つ 后处分で前提にしてはいめて成立する本件 又 「政治活動」というのでから 本件で問題になっているのと全く同様の 右处分の違法性を承継するが故に 取り消しを免れない かり、后处分と密接不可分な関係 被告の主張では 原告以 本件不許可处 左 実質的不許可 右处分の

## 五、 結論

77 火上 して本件不許可处分の理由とする報告の主張は失 いずれて そも 前处分於出国準備期间 てなさか た

当である

茅四

处分理由

の追加

12

許され

考言りの

有 豣 又 りップ 被告に 由 由 請 昭和四五年五月一日付处分が一二〇日 一緒に於ては、 入国管理局資格審查課 9 7 のか説め、 F 火小以前 説明で、山め から 不許可 原告の転職的題であるとばべ、 本件訴訟を本案とする執行停止申請事件 エレックへの転職の件」 9 に 又 本件不許可处分の理由は 昭和四五年 九月三月 しょうとしていることについて なところ、 同年八月二七日付の在省期间更新申 法務事務官 右 黑田事務官 かり 主張している 更に 間の在留期间更 原告等於 黑田衛 ٦ 原告の 原告等が 12 イの理 りの理 に の第 玩務 对一

問い正 ある 右 原告の集田不威行追於的 の事実から たところ 本件不許可处分が そのような事実は 等 かつ 理由 当初 TJ なのではな 4 原告の転戦 浴えた γŚ か 9

(5) 門題 を理由 ì なされたものであること明らかである

追 ところで であるか 加変更できるかについては 身に関する 少分取消許訟に於て好 本件事案のよろに 処分の場合は 处分の裁量の範囲が大きく 学説判例上争いのあるところ 处分方 自 处分理田 な X 0) 处分理由 して明示 B

きなが

何故 したものと なら 追如变更 することは新されないと解する 

火分の相きると るような事業(火分の裁量の範囲が殆んどない事業)に然ては 0) ついても かでは風にすれば足りるから、 一定の京伊家件で充足すれば必ず一定の处分がなどれ ある程度予測が可能である。 しては 要可るに客観的な要件充足の府無 火分理中の追加、変更に

推测 かった 明も、 年方 これに及して本件事案のように裁量の幅が広く、 0) としては 事なので /政治活動> 仁様 なない いかなる理由により処分がけされたのか殆ど 大いに当窓したし の内處で言われてときも 現に原告は 転職の問題で言われた 事案に於ては 予想も 处分の相 处分

ることは 火分の相手者と 庁が 处分取消許訟中心 と信じて対策を考えざるを得ない。 とりも 処分の理由を明示す かいます 極めて 許然で進めざるを得す 困難になる。 しては 理由の追加、変更於 これに充分な対応でする準備も れはない とれころか かかる事案に於て なかれるならな 火分理由である 可法校済を本め rp

写中

(=)然も 当該处分太 射産に関する処分であれば 真此司法 処分取消許なで

後で 救棄 で得られ 計ることも るくとも ある程度可能である 将来別途の方流で その損害の回

然し 本件 ように 处分取消許弘で 司茲政府以得られ 日本 ねか

父历 の相手方は 直ちた 退去放制き紙を閉始され

東京地方裁判所民事手二部 美 昭和四六年 後って 張 してなされた」 国内で生活すること自体が不可能になる 絶対に許されるべきものでない 7 d 許太中に いては処分取消許訟の重要性は極めて大でみり、従っ ることは 被告に 三月 一六日 御 等の事也で 原告許去公规人 できないのである。 「政治活動」 突然处分理由で追加、 许孩工 並びに 本件不許可少分の理由としてデ 秋 弘 前处分本出軍衛期面と 4 变更 多 幹 するか如きは といる事案に 图 火上